



# 三重県公報

平成20年8月29日（金）

第 2014 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
68	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(勤労・雇用支援室)	2
<b>告 示</b>			
529	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興室)	5
530	同件	(同)	5
531	同件	(同)	6
532	同件	(同)	7
533	同件	(同)	8
534	同件	(同)	10
535	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	11
536	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	12
537	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維持管理室)	13
538	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	14
539	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	14
<b>議 会 訓 令</b>			
5	三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令	(県議会)	14
6	三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	(同)	15
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	15
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整室)	15
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地室)	16
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発室)	16
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	17
	同件	(同)	20
	同件	(同)	22

規 則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年八月二十九日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第六十八号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号から第五号まで」に改め、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 収入証紙納付書(第二号様式)

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 短期課程受講希望者調査票兼申請書(第四号様式)

第五条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八条を次のように改める。

(誓約書等)

第八条 入校を許可された者は、保護者又は保証人連署の上、誓約書(第五号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項の保護者とは、親権を行う者又は未成年後見人をいう。

3 保護者が県外に居住するとき、保護者に特別の理由があると校長が認めるとき又は入校を許可された者が成年者であるときは、県内に居住する成年者であつて独立の生計を営む者を保証人として定めるものとする。

4 技術学校に在籍する者(以下「生徒」という。)の保護者又は保証人が、死亡等により保護者又は保証人となることができなくなつたときは、改めてこれを定め、速やかに誓約書を校長に提出しなければならない。

5 保護者又は保証人は、その住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第十条第一項中「保証人」を「保護者又は保証人」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第十六条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第一号様式中「三重県立津高専技術学校長 様」を「三重県立津高専技術学校長 様」に、

「 本人
〒□□□-□□□□
現住所
(電話番号)
三重県収入証紙はり付け欄
氏名
生年月日
保証人(保護者)
〒□□□-□□□□
現住所
(電話番号)
氏名」

「 本人
〒□□□-□□□□
現住所
(電話番号)
氏名
生年月日
に改める。

保護者又は保証人

〒□□□□-□□□□

現住所

(電話番号)

氏名

㊟

」

様式を添付する。

様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と「保証人氏名」を「保護者又は保証人氏名」と改め、様式を添付する。

様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と「貴校に入校のう

えは、」を「私は、津高等技術学校の」と「現住所 本人」を「本人 現住所 氏名」と改め、

㊟」を「現住所 保証人」と改め、

㊟」を「保護者又は保証人 現住所 氏名」と改め、

㊟」を「保護者又は保証人」と改め、

様式とする。

様式に「短期課程受講希望調査票兼申請書」を「短期課程受講希望者調査票兼申請書」と「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と改め、

「

生年月日	昭和 平成	年	月	日生
------	----------	---	---	----

」を「

生年月日	年	月	日生
------	---	---	----

」

「住所」を「現住所」と改め、様式を添付する。

第1号様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と改め、様式を第11号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

## 収 入 証 紙 納 付 書

申請等の年月日	年 月 日	
使用料等の名称	津高等技術学校 入校選抜手数料	
使用料等の金額	2, 200円	
収入証紙はり付欄		
納入者	現住所	
	氏名	

- 備考 1 収入証紙は、納入者において消印しないこと。  
2 1件ごとに別紙とすること。  
3 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。

陸 記

川の裏面は、各社の中心に運行する。

告 示

### 三重県告示第 529 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
Honda Cars 三重北 鈴鹿道伯店  
鈴鹿市道伯町鉄初 2554 外 6 筆
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更前 2 箇所  
変更後 3 箇所
- 3 変更する年月日  
平成 20 年 10 月 16 日
- 4 変更理由  
来客者の利便性の向上のため
- 5 届出の日  
平成 20 年 8 月 19 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 530 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 フレスポ鈴鹿Aゾーン  
 鈴鹿市住吉町字谷口 8922 外 10 筆

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	名称	所在地
変更前	(仮称) フレスポ鈴鹿Aゾーン	鈴鹿市住吉町字谷口 8922 外 10 筆
変更後	フレスポ鈴鹿Aゾーン	同上

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号ピップビル	梶本 六夫
変更後	同上	同上	森田 俊作

## 3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 
- 平成 20 年 8 月 8 日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 
- 平成 20 年 4 月 1 日

## 4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 
- 店舗名称変更のため

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 
- 取締役社長交代のため

## 5 届出の日

平成 20 年 8 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 531 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 フレスポ鈴鹿Bゾーン  
 鈴鹿市住吉町字谷口 8946 外 9 筆

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	名称	所在地
変更前	(仮称) フレスポ鈴鹿Bゾーン	鈴鹿市住吉町字谷口 8946 外 9 筆
変更後	フレスポ鈴鹿Bゾーン	同上

## (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号ピップビル	梶本 六夫
変更後	同上	同上	森田 俊作

## 3 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成 20 年 8 月 8 日

## (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 20 年 4 月 1 日

## 4 変更する理由

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

店舗名称変更のため

## (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

取締役社長交代のため

## 5 届出の日

平成 20 年 8 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 532 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーストア赤尾店

桑名市赤尾台 7 丁目 1 番地

## 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中区熱田区四番二丁目 14 番 25 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中区中坪町 90 番地	古田克美

有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目 50 番地	高木和巳
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
株式会社富士通パーソナルズ	東京都千代田区神田須田町 2 丁目 6 番地 6	長瀬井秀
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道 1 丁目 48 番地 2	鈴木英雄

## 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋熱田区四番二丁目 14 番 25 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市天白区中坪町 90 番地	古田克美
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道 1 丁目 48 番地 2	鈴木英雄

- 3 変更年月日  
平成 20 年 8 月 20 日
- 4 変更する理由  
小売業者の変更のため
- 5 届出の日  
平成 20 年 8 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 533 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユーストア星川店  
桑名市大字星川字十二 835 外 34 筆
- 2 変更事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
変更後	同上	同上	松田邦男



(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	花井靖男
伊藤 修平	桑名市大字星川字十二 835	伊藤修平
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	三輪亮治
有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎俊夫
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田世起夫
株式会社レアールパスカバーカリーズ	愛知県名古屋市中東区白壁五丁目 3 番地	澁谷雅義
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
有限会社いずみや化粧品店	桑名市桑栄町 1 番地	大山義寿
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	種村勝三
株式会社スイートガーデン	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗 37 番地の 1	山本悟
株式会社川スミ	桑名市大字星川字十二 842 番地 8	川澄一夫
寿司御殿	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	三輪亮治
株式会社 55 ステーション	東京都港区赤坂 7 丁目 10 番 20 号	平尾茂一
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷新左衛門
株式会社桑名百貨店	桑名市三ツ矢橋 20 番地	早川昇志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋 2164-28	竹内實
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区川名山町一丁目 74	加藤和裕

## 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	松田邦男
伊藤 修平	桑名市大字星川字十二 835	伊藤修平
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	古田克美
有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎武裕
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田孝逸
有限会社プレッシエル	愛知県稲沢市西溝口町南郷 8 番地の 1	佐藤真弘
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
大山 裕子	桑名市大字星川字十二 835	大山裕子
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	種村勝三
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地 1	小池和則
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄一夫
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷新左衛門
株式会社桑名百貨店	桑名市三ツ矢橋 20 番地	早川昇志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤和裕

## 3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 
- 平成 18 年 2 月 21 日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成 20 年 8 月 20 日
- 4 変更する理由  
設置者の代表者変更及び小売業者の変更のため
- 5 届出の日  
平成 20 年 8 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 534 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユーストア久保田店  
四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号 外 22 筆
- 2 変更事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
変更後	同上	同上	松田邦男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中村区大塚一丁目 5 番 6 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中村区中坪町 90 番地	三輪亮治
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号	藤井良清
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎俊夫
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田世起夫
有限会社早川	四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号	早川誠
株式会社スウィートガーデン	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗 37 番地の 1	山本悟
谷崎憲司	四日市市山崎町 1128 番地 32	谷崎憲司
株式会社アイドマ	桑名市星川 853-1	中西孝一
有限会社タイセイ	桑名市大字星川 1031 番地の 9	浅野晃郎
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目 1 番 1 号	渡辺道久
服部 八郎	四日市市諏訪栄町 1-9	服部八郎

## 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中区熱田区四番二丁目14番25号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中区中坪町90番地	古田克美
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号	小林浩
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田98番地の36	三崎武裕
有限会社早川	四日市市久保田1丁目3番25号	早川誠
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1	小池和則
株式会社花仁	四日市市山崎町1128番地32	谷崎恵美子
株式会社ベグセゾンド	愛知県名古屋市中村区井深町10番28号	香取秀宣

## 3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年2月21日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成20年8月20日

## 4 変更する理由

設置者の代表者変更及び小売業者の変更のため

## 5 届出の日

平成20年8月20日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成20年8月29日から平成21年1月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第535号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第2項の規定により意見を有する者から提出された意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成20年8月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スポーツデポ・ゴルフ5名張店  
名張市瀬古口字西125番1他

## 2 意見を有する者から述べられた意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

国道165号は名張市の主要道路であり、来店時、夏見方面からの車は、瀬古口交差点を右折してから東側出入口より進入できる状態であるにもかかわらず、交差点を直進し南側出入口に右折進入経路とすることは、渋滞や事故を増加させると考えられる。また、退店時も、東側出入口より退店できるにもかかわらず、南側から国道165号へ直接退店経路とすることは、国道の車の流れを止めることとなり、渋滞や事故を増加させると考えられることから、南側出入口の設置をなくしていただきたい。

名張川沿いの名張曾爾線は、歩道がない中で周辺住民の自転車及び歩行者が通行されているが、今回の計画では自動車の来店及び退店経路に名張曾爾線も指定しているため、安売り等繁忙日による混雑が予想される場合には、国道165号側だけでなく、名張曾爾線側にもガードマンを配置し、安全に配慮していただきたい。

## (2) 騒音の発生に係る事項

駐車場からの騒音及び排気ガスを低減させるため、アイドリングストップについては効果があるよう十分配慮すること。

## (3) 廃棄物に係る事項

廃棄物は可能な限り減量及び資源化すること。また、敷地内へ不法投棄されないよう十分管理すること。

(4) その他の事項

名張市の主要道路である国道 165 号に面し、店舗はもちろん広大な駐車場を有しており、青少年の非行の発生しやすい場所でもあるので、経営者側の万全の保安体制をお願いしたい。

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 536 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市及び大台町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
平成 20 年 10 月 1 日 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大台町役場本庁
平成 20 年 10 月 2 日 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	グリーンプラザおおだい
平成 20 年 10 月 3 日 午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	大台町健康ふれあい会館
平成 20 年 10 月 3 日 午後 1 時まで	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 6 日 午前 11 時 30 分から 正午まで	大杉谷地域総合センター
平成 20 年 10 月 6 日 午後 1 時から	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 7 日 午前 10 時 30 分から 正午まで	宮川林業総合センター
平成 20 年 10 月 7 日 午後 1 時から	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 9 日 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所
平成 20 年 10 月 10 日 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所
平成 20 年 10 月 14 日	松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 15 日	松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 16 日 午前 9 時から 正午までまで	中央卸売市場（管理事務所）
平成 20 年 10 月 16 日 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	一志東部農協旧米ノ庄支店
平成 20 年 10 月 17 日 午前 9 時 30 分から 午前 11 時まで	松阪市三雲地域振興局
平成 20 年 10 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	松浦武四郎記念館
平成 20 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分から 午前 11 時 30 分まで	一志東部農協共済部





























